

○総務省令第六十号

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第三百三十六条第一項の規定に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条」を「及び第六十九条から第七十五条」に、「、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条」を「及び第七十九条から第八十二条」に改め、同条第二号中「、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条」を「及び第五十一条から第五十六条」に、「、第十七条、第二十四条の五第一項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一

項」を「第五十八条から第六十六条」に改める。

第四条第四項第三号中「伝送速度」を「通信速度」に改める。

別図第二を次のように改める。

別図第二 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第4条第1項第2号、第4条第2項第2

号、第4条第3項第2号及び第4条第4項第2号関係）

区別	許容偏差（百万分率）									
	480本		720本		1080本		2160本		4320本 (注2)	
有効走査線数 (注1)										
走査方式	1本おき		順次		1本おき		順次		順次	
水平走査の繰 返し周波数 f_H	15.750 / 1.0		31.500 / 1.0		45.000 / 1.		33.750 / 1.		67.500 / 1.	
	01 kHz ± 3		01 kHz ± 3		001 kHz ± 10		001 kHz ± 10		001 kHz ± 10	
標	13.5MHz		27MHz		74.25 / 1.001MHz		148.5 / 1.0			

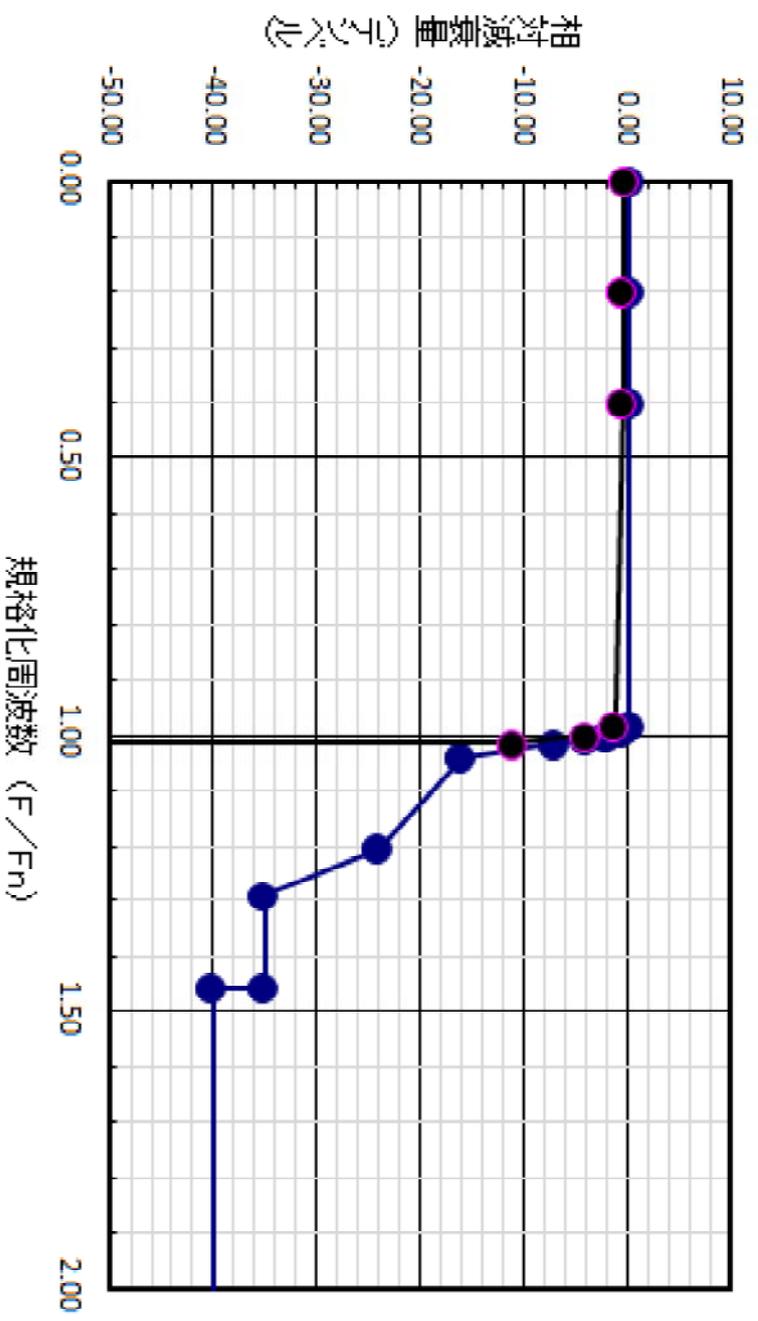
本 化 周 波 数	輝度信号	± 3	± 3	± 10	01MHz z	/	/					
					± 10			74.25 / 1.0	01MHz z			
	色差信号	6.75MHz z	± 3	13.5MHz z	± 3	37.125 / 1.001MHz z	± 10	74.25 / 1.0	01MHz z	± 10	/	/

注 1 この表において「有効走査線数」とは電波法施行規則第 2 条第 1 項第 28 号の 3 に規定する有効走査線数をいう。

2 高度広帯域伝送方式の場合に限る。

別図第八を次のように改める。

別図第八 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第 4 条第 4 項第 4 号関係)



注 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。

規格化周波数 (F / F_n)	相対減衰量 (dB)	規定の種類

0.000	+0.25	上限
0.000	-0.25	下限
0.200	+0.25	上限
0.200	-0.40	下限
0.400	+0.25	上限
0.400	-0.40	下限
0.985	+0.15	上限
0.985	-1.20	下限
0.992	-0.50	上限
1.000	-2.00	上限
1.000	-4.00	下限
1.008	-4.00	上限
1.015	-7.00	上限

1.015	-11.00	下限
1.040	-16.00	上限
1.202	-24.00	上限
1.288	-35.00	上限
1.459	-35.00	上限
1.459	-40.00	上限

別図第九中「F n = 16.29705 [MHz]」を「F n = 16.87805 [MHz]」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。